三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び益子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町桑木字池ノ沢南九二三の三七五、九二三の三八二、九二三の三九一、九二三の三九三、九二三の七五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ沢南九二三の三七五・九二三の三八二・九二三の三九三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆の国市浮橋字土澤一五九九の五、一五九九の六四、田中山字安野坂四一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字土澤一五九九の五・一五九九の六四・字安野坂四一八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆の国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆市土肥字三ツ石山三二一四の一、字木敷洞三二四〇、三二四二、字木敷頭三二四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三ツ石山三二一四の一・字木敷洞三二四〇・三二四二・字木敷頭三二四五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県福山市神辺町大字上御領字鳴岩三八四の一、三八六の二、字金光寺一一八三、一一八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県福山市神辺町大字下御領字米道五九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県府中市上下町上下字大畔二八六、二八八の一、二八八の二、字時永二九二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市美土里町本郷字中田九八一、九八三、字城平四六六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、四六六〇の二、四六六一、四六六四から四六六九まで、四六七一、四六七二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備